平成２９年（フ）第８２６号
福岡市博多区美野島３丁目13番３―302号
債務者　宮田　和則
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３０号
福岡市博多区美野島２丁目21番12―601号
債務者　櫻井　美恵
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４１号
福岡県大野城市下大利団地41番505号
債務者　八尾　　太
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７９号
福岡市東区原田２丁目29番５―403号
債務者　河田　　実
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８８２号
福岡市西区姪の浜５丁目18番20―101号、前住所福岡市中央区清川１丁目14番９―906号
債務者　山園　純平
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８９４号
福岡市西区下山門２丁目20番19―101号
債務者　後藤　徹洋
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０６号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目３番16―205号
債務者　倉橋真奈美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０７号
福岡県宗像市深田1022番地30　荒開団地35号
債務者　石田　正雄
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０８号
福岡市東区原田１丁目41番12号　フラリッシュ博多東405号
債務者　森　　一弘
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９２１号
福岡市博多区板付３丁目１番301号
債務者　日高　一政
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３２号
福岡市東区松香台２丁目６番９―302号
債務者　石川　久夫
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３３号
福岡市博多区空港前２丁目７番16―102号
債務者　松山　京子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７８９号
東京都練馬区田柄１丁目27―６
債務者　鈴木留美子（旧姓小沼）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８２４号
東京都北区豊島５丁目５―９―1218
債務者　早坂　幸二
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８３３号
東京都江戸川区東葛西７丁目13―17　葛西荘
債務者　堅固山光一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８３７号
東京都千代田区岩本町２丁目14―３―1102
債務者　尾墓　貴洋
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８３８号
東京都大田区大森本町１丁目８―10―1619
債務者　大竹紀代美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部